

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1、 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0968-26-5474
FAX 0968-26-5475

※ ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2、 菊池中央病院居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業所名	菊池中央病院居宅介護支援事業所
所在地	熊本県菊池市隈府 494 番地
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援（熊本県 4371000383号）
サービス提供する地域	菊池市

(2) 事業所の職員体制

	資格	勤務	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	常勤1名 兼務	管理業務 居宅サービス計画の作成
介護支援専門員	介護支援専門員	常勤1名以上	居宅サービス計画の作成

(3) 営業時間

月～土	午前8:30～午後5:00まで

※ 休業日は、日曜祝日及び12月31日～1月3日まで

※ 緊急時には時間外でも24時間体制で連絡が取れるようにしていますが、携帯電話へ転送となり、対応は当番制になっております。予めご了承ください。

3、 利用料金

要介護または要支援認定を受けられた方は、居宅介護支援を提供した際の利用料金は、法定代理受領分については無料です。但し、法定代理受領が出来ない場合（介護保険料の滞納等により）は、介護報酬上の告示額（厚生労働大臣の定める基準額）になります。

なお、当事業所の利用についてはお客様の申出により、いつでも契約を解約することができます。その際、一切料金は頂くことはありません。

4、 運営の方針

- ①当事業所の介護支援専門員はお客様からの相談に応じ、要介護認定の申請の支援を行います。要介護認定審査の結果をもって、お客様からの依頼により総合的なサービス調整を行い援助いたします。
- ② 事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの調整に努めます。
- ③ ご本人の希望を第一に考え、ご家族の意向を踏まえて安心して在宅生活が送れるように支援します。

5、 居宅介護支援の実施概要等

- ①介護保険における要介護認定の調査項目を包含し、心身の状態を把握しアセスメントを行います。
- ②本人、家族、サービス担当者等とサービス担当者会議を開き、ニーズに沿い、本人、家族の希望する生活ができるように話し合い、支援を行います。

6、 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ② 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

7、業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8、感染症の予防及び、まん延の防止のための措置

当事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 当事業所における感染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6ヶ月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及び、まん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

9、虐待の防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 当事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 当事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

10、 サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している、各サービスについてのご相談・苦情を承ります。利用サービスの質の向上にも繋がりますので、遠慮なく申し出ください。その際、利用者・ご家族に不利益が生じないように配慮致します。

電話 0968 - 26 - 5474

担当 樋口 江里子

② その他

当事業所以外に下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

菊池市役所 健康福祉部高齢支援課 電話 0968-25-7215

熊本県国民健康保険団体連合会 電話 096-365-0329

当事業所は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、感染症や非常災害の発生において、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能とします。

私は、菊池中央病院居宅介護支援事業所の契約書及び重要事項説明書の提示を受け本内容を確認・同意したのち、サービス計画作成依頼いたしました。

契約締結日 令和 年 月 日

上記の居宅介護支援に関する重要事項説明を受け、同意します。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者が判断能力に支障がある場合、又は署名が困難な場合

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印

続 柄 ()

サービス計画作成にあたり、利用者・家族に対して契約書及び重要事項説明書を提示し同意を得たのち、サービス計画作成の依頼を受けました。

(事業者)

菊池中央病院居宅支援事業所 (熊本県 4371000383 号)
熊本県菊池市隈府 494 番地
医療法人信岡会 理事長 中川 義久
管理者 樋口 江里子 印

以上の契約を交わすため、本書 2 通を作成し利用者、事業者が署名押印の上 1 通ずつ保管するものとします。

付則 この契約書及び重要事項説明書は令和 6 年 4 月 1 日から施行する